

明監報第20号

財政援助団体等（明石市公設地方卸売市場指定管理者）

監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

明石市監査委員	藤本一彦
同	星川啓明
同	山崎雄史
同	辻本達也

財政援助団体等（明石市公設地方卸売市場指定管理者）

監査の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
株式会社明石卸売市場 管理センター	明石市公設地方卸売市場	市民生活局 産業振興室 産業政策課

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の範囲

主として、平成28年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 明石市公設地方卸売市場

(1) 指定管理者 株式会社明石卸売市場管理センター

(2) 指定管理者が行う業務

① 卸売市場の施設運営、施設管理

② 農産物、水産物、食料品等の販売促進、ブランド力強化など、卸売市場の流通力強化事業

③ 中学校給食食材提供事業

④ 場内開放、観光客誘致事業、小学校見学、買物難民への移動販

売事業

⑤ 卸売市場のPR事業

⑥ マレーシア、タイ、インドネシアへの海外販路拡大事業

(3) 平成28年度指定管理料 20,000,000円

(4) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。